

## 行事開催における災害リスク対応ガイドライン

本ガイドラインは、日本 MRS（以下、「MRS-J」とよぶ）が開催する行事運営における台風等の災害リスク対応を図るために、学術講演が行われる行事として年次大会、主催の国際会議（IUMRS-ICA,IUMRS-ICAM,MRM）等（以下、「本部行事等」とよぶ）を想定して策定したものである。会議ごとに個別のガイドラインの定めがある場合には、個別のガイドラインを優先する。

### 1. 基本方針

本部行事参加者の安全確保を最優先として、災害リスクを予見し、その対応を図る。

### 2. 組織体制

下記の理由により、本部行事等の運営に多大な影響を与えると判断した場合、実行委員長は会長と相談の上、災害リスクに対応するために対策本部を立ち上げる。組織委員長もしくは実行委員長は、情報収集にあたり、開催、中止、期間短縮もしくは一部または全部のオンライン化の検討を行う。

- (1) 地震などの災害、豪雨・台風・大雪等の異常気象、感染症・テロ・擾乱その他社会的問題により、開催が困難、もしくは参加者・主催者の安全が確保できないと判断される場合。
- (2) その他の予期できないことにより、行事運営に多大な影響を与えると判断した場合。

	組織	委員	役割
対策本部 (開催地)	本部長	組織委員長	本部統轄
	副本部長	実行委員長	本部長補佐
	本部員	組織委員	現地情報収集 交通機関の運行情報収集
学会本部*	会長	副会長	学会本部として対応支援
連絡室		事務局担当者	参加者への連絡 組織 会長および担当副会長への 連絡 メーリングリストの作成

\* 開催期間中は、対策本部に学会本部が統合し、本部長の指揮のもと運営を行う。

### 3. 開催、中止、期間短縮等の判断

- (1) 対策本部は、開催、中止、期間短縮の検討結果を会長に報告し両者の承認を得た上で、その実施および対応策を講じる。
- (2) 会長に連絡がとれない場合には、副会長が最終承認を行う。
- (3) 会長および副会長の両者に連絡がとれない場合には、組織委員長あるいは実行委員長が最終承認を行う。
- (4) 中止、期間短縮が決定した場合、速やかにインターネット等を通じて参加予定者に告知するものとする。

### 4. 判断基準（中止もしくは期間短縮）

判断基準は下記の通りとする。

- (1) 気象庁からの地震情報、特別警報や地方自治体からの避難勧告等が開催地に発令され、人命または身体を災害から保護する必要性が生じたとき。もしくは、関係省庁や地方自治体から特別の勧告等が発令されたとき。またはその発令の蓋然性が高いと判断したとき。
- (2) 本部行事を開催する施設の管理責任者が、行事の開催が危険であると判断したとき。
- (3) 本部行事を開催する施設の安全性が確保できず、開催することが危険であると判断したとき。
- (4) 本部行事を開催する施設までの交通機関が全面的に停止し、復旧の見込もなく移動手段がないとき。
- (5) 感染症の流行などにより、国や地方自治体が行事の自粛を要請、もしくは要請が予測される場合。
- (6) その他重大な社会的混乱が生じた場合。

### 5. 登録費等の払い戻しについて

- (1) 年次大会においては開催予定日初日の 21 日前、国際会議においては同 60 日前、もしくはそれ以前までに中止が決定された場合。

- ・ 参加登録費：返金や開催準備に要した費用を差し引いた上での返金を原則とするが、寄付扱いとすることを要請する。
- ・ 懇親会費：返金を原則とするが、寄付金扱いとすることを要請する。

- (2) 前項の期日以降に本部行事の開催の中止を決定し、予稿集が発行された場合は、開催が成立したとみなす。これにより他の論文等への引用、研究業績などへの記載等は可能となる。また特許法第 30 条 1 項の発明の新規性の喪失の例外が適用される。ただし参加登録費が未納の場合は、予稿集から削除し、当該の発表は成立しなかったものとする。

- ・ 参加登録費：返金しない

- ・ 懇親会費：(1)と同様の取り扱いとする。

(3) 本部行事の一部が中止とし開催期間が短縮された場合

- ・ 予稿集が公開されていることから懇親会費の取り扱いを除いて、(2)と同様の取扱いを行う。
- ・ 懇親会費については、懇親会が中止の場合は(1)と同様の取扱いを行う。

(4) 本部行事の一部または全部を遠隔会議システムにより電子的な方法での開催に切り替えて実施する場合は、決定時期の如何にかかわらず(3)と同様の取り扱いとする。

(5) 免責事項

- ・ 運輸機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更などによる損害や損失
- ・ 運輸または宿泊機関等の事故もしくは火災により発生した損害や損失
- ・ 旅程や宿泊等の変更・取消にかかる損害や損失
- ・ 移動または会期中に生じた不可抗力による損害や損失
- ・ その他本会の責任に帰することができない事由により生じた損害や損失

(6) 返金費用

返金手続きに伴う費用は参加者の負担とする。このため支払い方法によって返金額が異なる場合がある。

(7) 入会金

- ・ 発表を行うために入会申し込みをした際の入会金および年会費は、定款第 8 条に基づきいかなる理由があってもこれを返還しない。

6. 発表の取扱い

- (1) 5. の(2)から(4)においては、本部行事が中止もしくは開催の期間短縮により発表が行われなかった口頭およびポスター発表も、参加費の発表が行われたものとみなす。このため、同一演題・内容での以後の発表はできないものとする。ただし、参加費が未納の場合はこの限りではない。
- (2) 交通機関の影響で発表者が会場に到着できず、発表が行われなかった口頭およびポスター発表については、発表者が交通機関の遅延証明書等を実行委員会に提出し、組織委員会がその発表の取扱いを判断する。

7. 奨励賞の取扱い

- (1) 本部行事がすべての日程で中止となった場合には、奨励賞の表彰は行わない。

- (2) 本部行事の開催期間が短縮され、一部の奨励賞発表が行われなかった場合には、奨励賞選考委員会で、奨励賞の取扱いについて判断する。
- (3) MRS-J 奨励賞規程に基づき、奨励賞発表を行った発表者が対象者となることから、如何なる理由であれ代理者による発表は授賞対象としない。

#### 8. 授賞式等の取扱い

本部行事がすべての日程で中止となった場合には、授賞式等は原則として中止する。

#### 9. 連絡手段

会長、副会長、組織委員長、実行委員長、事務局担当者は、連絡を円滑に行うために、携帯電話、携帯メールを含む複数の連絡手段を登録するような処置をとることとする。

参加登録者および外部には、ホームページでの掲載を原則とするが、会期中は本部行事の開催

サイトの掲示板機能、SNS を利用し、情報を速やかに発信する。

#### 10. 開催案内への掲示

開催案内において参加募集を行う際に、必ず、免責事項を明示しなければならない。

#### 11. 各本部行事等の個別ルール

本ガイドラインに加えて、各本部行事等の組織委員会により、個別にルールを定めることができる。

#### 補足

このガイドラインは理事会の承認を得て施行する。

(2018年10月25日 H30 年度第1回臨時理事会審議)

改定：(2020年6月27日 R2 年度定例理事会)